

## 第 729 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 1 月 27 日 (水) 13 時 56 分～14 時 07 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 4 会議室」

### 議題

#### 1 諮問事項

- (1) なまこ漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について  
(資料 1)

#### 2 その他

- (1) その他

#### [参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示
- ② 福島海区漁業調整委員会指示
- ③ 千葉県海面における遊漁のまき餌釣り等のルール

#### [配付資料]

- ④ 水産神奈川第 555 号

### 出席者

- ・ 委員 漁業者委員 加藤 孝、小菅 君明、宍倉 昇、福本 憲治、宮川 均  
学識経験委員 内海 和彦、櫻本 和美、佐藤 光徳、米山 健  
公益代表委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 石井 GL、小川技幹、原田主査

## 議 事

滝口事務局長

これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は委員 15 名中 10 名の御出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願ひ申し上げます。

議 長  
(櫻本会長)

それではただいまから第 729 回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が 1 件、その他が 1 件となっております。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

小菅委員、米山委員よろしいでしょうか。

両 委 員  
議 長

了 承

それでは小菅委員、米山委員よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項（1）「なまこ漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

本件につきましては本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 原田主査  
議 長

【資料 1 及び当日配付資料に基づき説明】

申請すべき期間の修正ということですが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

米山委員

今日諮問で、これで答申が出るとしますよね。

申請の期間は今日になってしまっているのですけれど、これは大丈夫でしょうか。

水) 原田主査

この制限措置を作る上で事前に漁協と関係者の実態調査や調整をしております、それに合わせて今回の申請内容も事前に調整した内容で御提案させていただきます。

本日決議を得たらその当日から申請期間とすることができますので、本日付けを開始日とさせていただきます。

米山委員

もう 1 点いいですか。

実態調査等をやられていると思うのですが、京浜運河か扇島の前の辺りで、横浜東漁協などで刺し網をやっている人がいなかったでしょうか。

水) 原田主査

本牧地先には固定式刺し網と移動式刺し網の許可が出ております。

京浜運河の辺りはかり刺し網の許可が出ておりまして、基本的に移動式刺し網ではなまこはあまり獲れないと思います。スズキ目的などになります。

米山委員  
水) 原田主査  
議 長  
内海委員

あそこでは固定式刺し網ではなまこは獲っていないということですか。

混獲状況についても事前に調査しましたところ、特にその報告はございませんでした。

他に御質問等ございますでしょうか。

なまこ漁業は記載の関係でこのように許可を取る必要があるということですが、横濱近辺でやっている方々というのは、固定式刺し網の許可を取って、なまこの許可も取りなさいということになるのですか。

水) 原田主査

既存の三枚網と刺し網の許可については、本県の場合は魚種名を付けて「～を目的とする刺し網漁業」という漁業種類となっておりますが、これですと漁業法上なまこを目的としておらず、なまこを獲ったときに違法性について疑義が生じてしまいます。

実際に網で獲れたものも利用しているという実態がありますので、今回なまこを刺し網で獲れるようにしたものでございます。

内海委員  
水) 原田主査  
内海委員  
議 長

そうすると、許可的には2つ持つということですね。

そのとおりです。

分かりました。

他に御意見等ございませんでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申するということとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同  
議 長

了 承

それではそのようにいたします。

本日の議題は以上となりますが、事務局から発言を求められておりますので説明をお願いいたします。

事) 上原主事

先月の委員会において、太平洋広域漁業調整委員会の開催結果を報告させていただいた際に、内海委員より、「太平洋広域漁業調整委員会が発出している太平洋クロマグロ漁業の承認制を定める委員会指示について、漁業法が改正され、大臣許可漁業や知事許可漁業が整理された中で、委員会の承認を続けていくことの整理はなされたのか。クロマグロについては、全体のTACは国が管理しているなどの事情もあるので、漁業のコントロール自体も本来国が行うべきものではないか。」という趣旨の御質問がありましたが、それについて水産庁に確認しまして、回答がありましたので口頭で御説明させていただきます。

まず結論としましては、「今回一連の法改正を行う上での検討過程においては、クロマグロの委員会指示は整理できなかったもので、従来どおりの手続で行うこととなった。」ということでした。

クロマグロに関しましては、中西部太平洋まぐろ類委員会での議論を踏まえて毎年の数量も決まってきますが、そのような中で、「我が国は隻数をしっかり管理できている」というのを対外的に示すため、隻数管理を採っている承認制が重要になってくるということでした。

許可制度などに移行したとすると隻数管理ができなくなるというわけではございませんが、今回の一連の法改正の中ではそこまで整理はできなかったということで、現状維持となっております。

ただ、将来的にはそのような話も出てくるかもしれないということでした。

なお、この承認に係る申請手続は、現在水産課で行われているところでございます。

議長  
内海委員

内海委員、いかがでしょうか。

時間が間に合わなかったということですかね。

やはり許可と資源管理というのは一体化するのが一番良いパターンとして、広域漁業調整委員会の指示で承認制を管理するのであれば、例えば委員会自身が独自にその地域のクロマグロの資源を管理できるというのが一番良いスタイルなので。

あるいは県が管理するのであれば県の許可にしていくというように一致させて、例えば許可の隻数や制限、条件などを議論するときに、管理の魚種たるクロマグロの漁獲量やTACなどについてもしっかりとコメントできるよう一致するのが筋だと思うので。

引き続き国にはそういう意見もあるということを言い続けてもらうといいと思います。

議長

これに関して御質問等ございませんでしょうか。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

以上